

メール配信随時受付中！(メール配信への切替は当所 [n-cci@fsinet.or.jp](mailto:n-cci@fsinet.or.jp) までお知らせ下さい)  
CCI・・・Chamber of Commerce and Industry【会員様へいち早くお役立ちをお届けする情報紙です】

**金融情報**

**経営改善貸付（マル経融資）**  
**（利下げ・既存借入れの借換え等、別枠の支援策あり）**

制度名	融資限度額	用途（返済期間）	利率等
経営改善貸付 （マル経融資）	2,000万円 別枠1,000万円	運転（7年以内） 設備（10年以内）	1.3% 上記利率-0.9%（3年間）

マル経融資は、商工会議所の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して商工会議所会頭が推薦し、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度です。

**【推薦要件】**

- ①原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方
- ②最近1年以上、新潟市秋葉区（新津地域）内で事業を営んでいる方
- ③常時使用する従業員が商業・飲食業・サービス業では5人以下（宿泊業及び娯楽業は20人以下）、製造業・その他業種では20人以下の法人・個人事業主
- ④所得税、法人税等の納期到来分の税金を完納されている方
- ⑤日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種を営んでいる方

**【別枠の新型コロナウイルス感染症対策について】**

- ・上記推薦要件に加えて、最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む）の平均売上高が前5年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している又はこれと同様の状況にある方。債務負担が重くなっている方。
- ・据置期間の延長（運転5年以内、設備5年以内）が受けられます。



3名の経営指導員が地区別に相談に応じています。  
（東・南部地区：近藤、北部地区：柳、西部地区：榎）  
この他にも様々な融資制度がありますので、お気軽にご相談下さい。

**資金繰り**

**資金繰り円滑化相談会（毎月定例開催）**

中小企業者の事業の円滑な資金調達を支援するため、新津商工会議所を会場に次の定例相談会を毎月開催しています。

- 新潟県信用保証協会定例相談会（原則毎月第1火曜日10:00～）
  - ・ 4月 4日（火）
  - ・ 5月 2日（火）
- 日本政策金融公庫定例相談会（原則毎月第2火曜日10:00～）
  - ・ 4月11日（火）
  - ・ 5月 9日（火）

<当所経営指導員（近藤・柳・榎）までご予約をお願いいたします。>

**制度改正**

**令和5年10月1日からインボイス制度がスタート**

適格請求書（インボイス）とは、売り手が買い手に対して現行の請求書に「登録番号」「適用税率」「税率ごとに区分した消費税額等」を追記するものです。インボイス発行事業者となるためには、登録申請書を税務署長に提出し、登録番号の通知を受ける必要があります。これまでは10月1日から登録事業者になるためには3月31日までに申請が必要でしたが、4月以降でも可能となりました。また、全国の商工会議所等の要望を受けて、免税事業者がインボイスに登録した場合、税負担の軽減措置（3年間）などが講じられることとなりました。

インボイスのイメージ

請求書			△△商事(株)
(株)〇〇御中			登録番号 T-012345...
11月分	131,200円	××年11月30日	
日付	品名	金額	
11/1	魚 *	5,000円	
11/1	豚肉 *	10,000円	
11/2	タオルセット	2,000円	
...			
合計		120,000円	消費税 11,200円
8%対象		40,000円	消費税 3,200円
10%対象		80,000円	消費税 8,000円
* 軽減税率対象			

法人の場合はT+法人番号、それ以外の場合はT+13桁の数字

**（記載事項）**

- ① 発行事業者の氏名・**登録番号**
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率対象品目はその旨）
- ④ **税率ごとの合計の対価の額と適用税率**
- ⑤ **税率ごとに区分した消費税額等**
- ⑥ 交付を受ける事業者名

<インボイス制度特設サイト>

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

特設サイトQR



<インボイスの登録方法>

以下のサイトから登録申請書をダウンロードし、管轄地域の「インボイス登録センター」へ郵送するか、e-Taxにより登録を行う必要があります。

[https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/annai/invoice\\_01.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/annai/invoice_01.htm)

【コールセンター：0120-205-553（無料）9:00～17:00（土日祝除く）】

**雇用保険**

**令和5年度4月からの雇用保険料率について**

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの雇用保険料率は以下の通りです。

負担者 事業の種類	①労働者負担 (失業等給付の保険料率のみ)	②事業主負担	①+② 雇用保険料率
一般の事業	6/1000	9.5/1000	15.5/1000
農林水産 清酒製造の事業	7/1000	10.5/1000	17.5/1000
建設の事業	7/1000	11.5/1000	18.5/1000

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

メール配信随時受付中！(メール配信への切替は当所 [n-cci@fsinet.or.jp](mailto:n-cci@fsinet.or.jp) までお知らせ下さい)  
CCI...Chamber of Commerce and Industry【会員様へいち早くお役立ちをお届けする情報紙です】

**相談会 労働保険・社会保険 なんでも個別相談会**

日頃、疑問に思っている年金、健康保険、労災雇用保険、労働基準法等の問題について専門家が無料で相談に応じます。この機会に是非ご利用ください。

- 日時：4月21日(金) 9:00~16:00  
5月11日(木) 9:00~16:00
- 会場：新津商工会議所 3階ホール **※要予約**
- 相談員：専門相談員(社会保険労務士)
- 主な相談受付項目
  - 労働保険年度更新申告手続きについて
  - 年金、健康保険に関すること
  - 雇用保険、労災保険に関すること
  - 労働基準法に関すること
  - 雇入、解雇、退職、賃金等に関すること
  - その他(労働、社会保険問題全般)
- 予約方法 お電話にて申し込み下さい。(TEL 0250-22-0121)  
※4/3(月)より予約開始
- その他  
労働保険の年度更新手続きについて相談される方は当日、①事業主の印鑑、②賃金関係台帳、③出勤簿をご持参下さい。なお、建設業関連の業種の方は、工事名および元請金額が確認できる書類をご持参下さい。

**お知らせ ～ 振替納税をご利用の方へ ～**

令和4年分所得税及び復興特別所得税と個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告の振替納税をご利用の方の口座振替日は下記の通りとなります。

申告所得税	4月24日(月)	※振替日の2~3日前には預貯金口座の
個人事業者の消費税	4月27日(木)	残高をお確かめ下さい

**寄付金募集 フラワーロード事業の寄付金募集のご案内**

本事業の継続には花の種などの原材料費、維持管理の作業費が必要なため、寄付金を募っています。皆様のご支援、ご協力をよろしくお願い致します。

寄付金額：1口 1,000円～(何口でも可)  
振込先：第四北越銀行 新津支店(普) 5047690 ※振込手数料は寄付者負担  
国道403号フラワーロード実行委員会  
お問合せ：国道403号フラワーロード実行委員会事務局(建設課内：25-5691)

**共済制度**

**勤労者福祉共済のご案内**  
(低廉な掛け金で事業所の福利厚生を応援)

勤労者福祉共済は事業所にお勤めの方々への福利厚生を目的とした共済です。1人につき300円/月の掛金で下記の事業を利用することができます。

(1) 給付事業

区 分		給付額	
祝 金	結 婚 (会員)	10,000	
	出 産 (会員又は配偶者)	5,000	
	入 学 (会員の子の小学校、中学校入学)	5,000	
	銀 婚 (結婚25年目)	10,000	
弔 慰 金	死 会 員	50,000	
	配 偶 者	30,000	
	亡 子・親 養・義・継父母も含む。同居、別居を問わない。	5,000	
見 舞 金	傷 病	休業14日以上	5,000
		休業30日以上	10,000
		休業90日以上	20,000
災 害	住 宅 火災等	建物の損害 50%以上	100,000
		建物の損害 20%以上50%未満	50,000
		建物の損害 20%未満	25,000
別 饞	自 然 災 害	建物の損害 70%以上	25,000
		建物の損害 20%以上70%未満	15,000
褒 賞 金	永年勤続	同一企業に5年	5,000
		同一企業に10年	10,000
		同一企業に15年	20,000
別 饞	会員(従業員)が退職した時 但し、入会以後同一企業に5年以上勤務した会員を対象とする。		3,000
	会員(事業主)が廃業した時 但し、入会以後5年以上経過した会員を対象とする。		

- (2) 余暇事業 秋葉温泉花水・サントピアワールド・新津美術館などを加入者特別価格で利用できる割引券を配布します。
- (3) 健康事業 新津商工会議所実施の定期健康診断を補助します。
- 【お問い合わせ先】新津商工会議所 担当：布施・宮村